

地域子育て支援拠点事業

1. 趣旨

地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の身近な場所への設置を促進する。

ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定。

平成20年度 7,025か所	→	平成21年度 7,100か所																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,808か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">452か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,565か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,200か所</td> </tr> </table>	ひろば型	1,808か所	（出張ひろば）	452か所	センター型	3,565か所	児童館型	1,200か所		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,100か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">600か所</td> </tr> </table>	ひろば型	3,100か所	（出張ひろば）	200か所	センター型	3,200か所	児童館型	600か所
ひろば型	1,808か所																	
（出張ひろば）	452か所																	
センター型	3,565か所																	
児童館型	1,200か所																	
ひろば型	3,100か所																	
（出張ひろば）	200か所																	
センター型	3,200か所																	
児童館型	600か所																	
※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し																		

2. 平成21年度予算（案）額 10,193百万円

3. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）子育て親子の交流の促進 | （2）子育て等に関する相談の実施 |
| （3）子育て支援に関する情報の提供 | （4）講習等の実施 |

① **ひろば型**（補助単価：3～4日型 @3,556千円〔@4,787千円〕、5日型 @4,355千円〔@7,390千円〕、6～7日型 @5,154千円〔@7,881千円〕、出張ひろば加算 @1,343千円、地域の子育て力を高める取組の加算 @896千円（4事業実施の場合）、〔 〕内は機能拡充にかかる単価
常設のつどいの場を開設し、基本事業を実施するとともに、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。また、子育て家庭へのきめ細かな支援により、ひろば機能の拡充を図る。

② **センター型**（補助単価：5日型 @7,491千円、6～7日型 @8,002千円）

専任の保育士等により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し地域に出向いた活動を実施する。
なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型）については、21年度までの経過措置を設け、ひろば型又はセンター型に移行。

③ **児童館型**（補助単価：@1,687千円（3日以上）、地域の子育て力を高める取組の加算 @448千円）

民営の児童館における学齢児が来館する前の時間を活用して、つどいの場を設け、子育て中の当事者等をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

4. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等への委託も可

5. 補助率

1/3 {

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国1/3、指定都市・中核市2/3

}